

加東市公共施設適正配置計画  
《公共施設の適正化に関する計画》

令和4年3月改訂

# 目 次

	ページ
1 市庁舎等	1
2 学校施設	2
3-1 生涯学習施設（文化、学習系施設）	4
3-2 生涯学習施設（社会体育施設）	6
4 保健福祉施設	8
5 観光、産業振興施設	10
6 環境衛生、防災施設	12
7 市営住宅	12

## 第2章 公共施設の適正化に関する計画

この章では、7つの施設区分ごとに、施設の課題や方向性、適正配置の取組概要を定めています。

### 1 市庁舎等

#### (1) 市庁舎

市庁舎は、保健センター機能を備えた複合施設として、平成25年12月に竣工し、平成26年2月から業務を開始しました。解体した旧社庁舎の跡地は、来庁者用駐車場及び公用車、バス車庫等として再整備し、平成30年度に、東駐車場西側にバス車庫等を整備しました。

また、同年度に、来庁者用駐車場として、北側駐車場を拡張しました。

令和元年度から令和2年度において、庁舎の照明設備をLEDに交換(一部の会議室等を除く)することで、地球温暖化防止対策に寄与するとともに、経費削減に取り組みました。

旧滝野庁舎は、北はりま消防組合発足時の平成23年4月に3階部分(旧議場)を、平成26年4月から2階部分についても消防本部として有償貸付けを行っていましたが、平成30年4月の消防本部の西脇市への移転に伴い、現在は、消防指令センターとして3階部分のみを貸し付けています。また、地下1階部分については当面の間、埋蔵文化財等の保管場所として活用し、1階部分は、令和3年3月から加東アート館として整備し、2階部分は、令和2年10月から兵庫県に加東こども家庭センターとして貸与しています。

旧東条庁舎本館は平成26年度に、新館は令和元年度にそれぞれ解体し、別館においては、平成28年度から北はりま消防組合加東消防署東条出張所に転用し、北はりま消防本部へ無償貸与しています。また、東条東体育館も含めた解体後の跡地は、令和元年度にドクターヘリ離着陸場等として整備しました。

#### (2) 加東ケーブルビジョン

ケーブルテレビ事業は、平成27年度に公設公営から民間事業者へ運営形態を変更したことで、事業を大幅に縮小し、それに伴い、滝野サブセンター及び東条サブセンターを廃止しました。なお、旧滝野サブセンターについては、一部を平成29年4月から兵庫県土地開発公社に貸し付けているほか、当面の間、図書館の蔵書の仮置き場として活用しつつ、多用途への利活用を検討します。

これまで市で維持管理していましたケーブル網(総延長1,130km(光ケーブル496km、同軸ケーブル634km))、センター設備及び端末機などは、平成29年度から30年度に行った有線テレビ施設撤去工事により、一部(テレビ大阪及び河川監視カメラ光ケーブル送路約27km)を残し撤去しました。

自主放送については、民間事業者のチャンネルを活用しながら継続しています。

#### (3) 加東市民病院

計画的な改修により、施設の延命を図ることを基本とします。一部で法定耐用年数を迎える建物があり、施設全体の老朽化が進んでいますが、公的医療機関(2次救急医療機関)としての役割を果たすべく、病院事業の方向性を確立する中で、改築も視野に入れた必要な施設整備を進めます。

#### (4) 加東消防署及び旧東条分署

消防広域化の流れの中、3市1町(加東市、加西市、西脇市、多可町)を管轄する常備消防組織として「北はりま消防組合」が設立認可され、平成23年4月に北はりま消防本部が発足しました。協議の中で、消防署等の土地と建物については、基本的に各市町の所有物を無償で組合に貸与することとなっています。

このため、旧加東消防署の老朽化に伴う、加東市上中の新加東消防署建設工事については、市が費用負担し、平成30年4月の移転開庁と同時に北はりま消防組合に無償で貸与しています。旧加東消防署については、令和2年度に取り壊しを完了し、令和3年度にその敷地を宿泊施設誘致事業用地として売却しました。

また、旧東条分署については、旧東条庁舎の別館を加東消防署東条出張所に転用し、平成28年4月に開庁したことから廃止し、令和6年度に取り壊すこととします。

## 2 学校施設

北播磨地域でいち早く全ての学校の耐震化が完了しているため、耐震性能に関しては問題ありませんが、平成30年度に改定された「公立学校建物の耐力度調査実施要領」による耐力度調査を必要に応じて実施しています。大半の施設は、建築後かなりの年数が経過していることから、調査結果によっては、引き続き利用するための大規模な修繕工事が必要となります。

平成30年3月改訂の加東市人口ビジョンでは、本市の年少人口(0歳～14歳)は平成27年の国勢調査時点で5,426人であったのが、25年後の令和22年には、4,894人と532人減少すると分析しています。

一方、文部科学省では、小中一貫教育の先進的な取組事例の成果を踏まえ、現行の小中学校に加えて、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校種として制度化しました。加東市教育委員会においても、現在の中学校区ごとに小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、義務教育9年間を通して自立した子どもを育むため、小中一貫教育に取り組むこととしており、加東市3地域において小中一貫校の整備を進めています。

#### (1) 小中学校

小中一貫校は、教育効果及び安全面を考慮した一体型の校舎とし、整備順序については、東条地域、社地域、滝野地域の順とします。

東条地域では、東条文化会館の周辺において、平成28年度から東条地域小中一貫校整備事業に着手してきました。令和元年度に建設地の解体・造成工事を実施し、令和2年度には建設工事に着手し、令和3年度に新校舎が完成しました。

なお、旧東条東小学校と旧東条中学校を活用し、令和3年4月に義務教育学校として東条学園小中学校を開校しましたが、令和3年12月に小中一貫校新校舎に移転しました。

東条学園小中学校を設置後、旧東条東小学校と旧東条西小学校の施設については、コミュニティセンター東条会館の代替施設や地域コミュニティ活動施設とするなど、東条地域内にある施設の機能を集約の上、転用し、活用を図ることとしていますが、施設の耐力度調査の結果、老朽度の進み具合から、今後、長期にわたり安全を確保して利活用していくにあたり、多額の工事費が必要となることが判明した一部の施設については、取り壊すこととします。

社地域は、現社中学校敷地及びその周辺において、令和元年度から社地域小中一貫校整備事

業に着手しています。令和2年度基本設計では、中学生の学習環境の確保と安全性を優先し、当初計画していた開校時期を1年延伸し、令和7年度開校としました。整備に当たっては、補修と新設の比較検討を十分に行った結果、必要な部分である校舎・体育館等については、増改築を行うこととし、引き続き利用する既存校舎については、耐力度調査をはじめとする各種調査の結果に基づき長寿命化改修事業などの補助事業を活用しながら、将来にわたり長く使用できる施設として整備します。

滝野地域は、現滝野中学校敷地及びその周辺において、令和4年度から滝野地域小中一貫校整備事業に着手し、令和9年度の開校を目指します。社地域同様に、補修と新設の比較検討を十分に行い、小中一貫校の機能として必要な部分については増改築し、現滝野中学校の校舎等の施設の状況を調査して改修を加えていきます。

小中一貫教育の推進に伴い、既存施設の代替施設や地域コミュニティ活動施設に転用する学校施設については、建物の所有権を含めた維持管理や大規模修繕等の費用の負担方法、以後の利用見込みに見合う規模への減築や改築などについて、地域と共に検討・協議、調整します。現時点では、転用後の学校施設については、市所有のコミュニティ施設として位置付けます。

なお、社地域と滝野地域の小中学校については、小中一貫校開校まで現状の施設を適正に管理していきます。

また、学校施設は、災害時には地域の避難所、避難場所としての役割を果たすことから、小中一貫校は、地域の災害避難の拠点としての機能を有するものとします。また、近年学校と地域との連携、交流がより求められています。児童生徒と地域のコミュニティが図れるような施設整備を目指します。

## (2) 幼保連携型認定こども園(4(1)保育所の項目と一部同内容を再掲)

平成28年度に社幼稚園を幼稚園型認定こども園に、社保育園、米田保育園、三草保育園は、幼保連携型認定こども園とし、幼保一元化を進めました。

福田幼稚園については、2年続けて新入園児数が1クラス10人を下回ったことから、平成29年度で新規入園の募集をやめ、平成30年度に社幼稚園第二幼稚園舎とした後、同年度末をもって閉園しました。

また、三草こども園は、社会福祉法人に機能を引き継ぐことを条件に譲渡するなど、統合、再編の結果、公立認定こども園は、加東みらいこども園と米田こども園の2園となりました。

社地域小中一貫校開校後は、米田こども園を加東みらいこども園に統合し、園舎については、米田地域と活用方法を協議します。なお、旧社幼稚園第一幼稚園舎(旧社幼稚園)は、放課後児童健全育成施設「やしろなかよしくらぶ」に隣接していることから、社地域小中一貫校の開校までの間、社アフタースクールとして利用した後、園舎を取り壊し、用地を売却します。

また、旧社幼稚園第二幼稚園舎(旧福田幼稚園)については、当面の間、埋蔵文化財の保管場所として活用しますが、用地を整理し、民間福祉事業者等への譲渡を基本とし、有効活用について検討します。

## (3) 学校給食センター

給食センターは市内に複数なく、適正に長寿命化を進めることが重要である施設として、白書の対象外施設として位置付けています。しかし、施設の老朽度調査の結果によっては、移転等の検討も必要になります。

また、運営形態については、現在の公設公営から学校給食の安全性を確保しながら、民間委託等、より効率的な運営に向けた検討を行います。

### 3-1 生涯学習施設（文化、学習系施設）

生涯学習施設（文化会館・公民館・コミュニティセンター等・その他生涯学習施設）については、改修を効率的かつ効果的に行うことを目的として、長寿命化計画及び個別計画により、存続する施設については、計画的に修繕を行うこととします。

#### （1）文化会館

2館ともに空調設備をはじめとする設備関係の更新の時期はすでに経過していることから、2館の機能をこのまま維持するためには大規模な修繕が必要となっています。

このため、開催できるイベントに制約はあるものの、やしろ国際学習塾を加東市の文化会館として存続させ、大規模な修繕や設備の更新を計画的に実施しながら、引き続き指定管理者制度により「加東市の文化発信の拠点」として適正かつ効率的に管理運営することとします。

##### ① やしろ国際学習塾

ホール、控室やその他の会議室等の数が一番多く、規模的には最大であり、利用者数や利用料金収入についても一番多い館となります。令和元年度には図書・情報センター施設を、市民等が利用しやすい施設として多目的室に転用しました。また、音響設備及び空調設備等の更新を計画的に実施します。

##### ② 東条文化会館

令和元年度に外壁の剥離などに対応するため、外壁改修工事を行うとともに、トイレの洋式化工事も実施しました。当面は、NPO法人により運営を継続し、その間に評価・検証を行い、その後の運営方針を決定します。施設修繕については、安全上必要なものや市民が利用する上で不可欠なものを優先し、躯体等の大規模な修繕が必要となる場合は、その時点で使用を停止します。

なお、当該用地の約9割を占めていた借地は、全て市が取得し、公有財産として管理しています。

#### （2）図書館

合併以降、図書館法に基づく図書館が4館あり、文化会館同様、近隣や同規模の市町と比較しても、人口規模4万人の市で4館を保有していることは、極めて多い状況にありました。

図書館法第17条では、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されており、原則無料となっています。これは、国民の知る権利や教育を受ける権利を保証するためなどと解されていますが、無料であるからこそ、図書館サービスをどの水準まで市民に提供するかを見定めることが重要となります。

これらを踏まえ、中学校区ごとに1館の3館体制とすることとし、社中学校区の図書・情報センターは、返却ポストのみを残して平成30年度末で閉館しました。閉館によるサービスの低下を招くことがないよう、中央図書館の開館時間の延長や滝野図書館の休館日の変更を実施するなど、市民にとってより便利で使いやすい図書館としました。

閉館した図書・情報センター施設は、やしろ国際学習塾の多目的室に転用しました。

### (3) 公民館、コミュニティセンター等

#### ① 公民館

3地域にある公民館については、公民館機能を維持しつつ、行政と地域を繋ぐ拠点施設として、存続します。

なお、旧東条公民館は、昭和50年以前の旧耐震基準により設置されていたため、平成29年度に東条福祉センターとどろき荘の宿泊施設部分等を公民館に転用した上で、令和元年度に取り壊しました。

#### ② コミュニティセンター等

社コミュニティセンターは、利用実態が主に神戸新聞社や少数のサークルの利用にとどまっていたことから、平成29年度に用途廃止し、入居していた株式会社神戸新聞社へ譲渡しました。

さんあいセンターについては、引き続き、滝野中学校の格技場及びサークル活動の拠点として存続することとします。

また、コミュニティセンター東条会館は、令和4年度に旧東条東小学校北側校舎(2階建)に機能を移転後、解体します。

令和2年度に市指定文化財に登録された明治館については、旧郡役所としての文化財的施設として存続することとし、適切に管理します。

#### ③ 地域交流センター(旧滝野文化会館)

令和3年度から生涯学習施設に転用し、名称を変更しました。市民の文化サークルの発表会など小規模の催しに適しているため、存続することとし大規模な修繕や各設備の更新を計画的に実施します。また、令和3年度から文化財調査事務所を移設しており、ロビー等において展示スペースを確保することで、本市の歴史と文化をPRしています。

### (4) その他の生涯学習施設

三草藩武家屋敷旧尾崎家は、郷土の重要な歴史的及び文化的遺産として保存、活用する施設として存続することとします。

加古川流域滝野歴史民俗資料館は存続することとしますが、埋蔵文化財資料の展示・収蔵も併せて行う施設として展示物の集約を図ります。しかし、経年劣化などによる大規模修繕が発生した際は、費用対効果の観点から廃止等の判断を行います。

東条健康の森は、利用者が限定的であり、その数も少なく、山小屋での宿泊ができないことから廃止し、令和元年度に取り壊しました。

### (5) JR駅の交流施設

JR駅の交流施設は、より良い利活用が優先する施設であるため、白書の対象外施設として位置付けています。

### (6) 地域コミュニティ活動施設等

既存施設の代替施設や地域コミュニティ活動施設に転用する学校施設等については、現時点では、市所有のコミュニティ施設として位置付けます。

今後、利用形態に見合う規模への減築や改築の方法、建物の所有権を含めた維持管理主体、その方法などについて、地域と共に検討・協議、調整します。

## 3-2 生涯学習施設（社会体育施設）

生涯学習施設(社会体育施設)については、改修を効率的かつ効果的に行うことを目的として、長寿命化計画及び個別計画により存続する施設については、計画的に修繕を行うこととします。また、存続する施設については、市内体育施設全体を指定管理者制度の採用や民間活力の導入、適正な利用者(受益者)負担を求めることなど、様々な方策により効率的な運営を行います。

### (1) 屋内体育施設(体育館等)

市庁舎の建設用地となった社中央体育館は平成24年に取り壊し、東条東体育館は、老朽化などから同じく平成24年度に用途を廃止して、令和元年度に取り壊したため、屋内体育施設は6館となっています。

#### ① 滝野総合公園体育館(スカイピア)

平成16年に設置した市内最大の体育館であることから、利用者数、利用料金収入ともに最も高い水準にありますが、施設が大規模なため維持管理経費についても他施設に比べ高額になっています。劣化度合いの確認や定期的なメンテナンスを行いながら、施設の長寿命化を図ります。

また、令和2年度には、地球環境の変化に伴う熱中症対策、災害時における避難者の体調管理及び新型コロナウイルス感染症対策のため、換気機能を有する空調設備を整備しました。

#### ② 滝野体育センター

地理的にスカイピアとの重複感があるものの、効率的な運用を行っている施設であるため、存続し適正に管理します。

また、令和2年度には、地球環境の変化に伴う熱中症対策及び災害時における避難者の体調管理及び新型コロナウイルス感染症対策のため、換気機能を有する空調設備を整備しました。

#### ③ 社第一体育館

施設の規模は、社武道館を除けば最小の施設面積となりますが、市庁舎建設により取り壊した社中央体育館の代替施設となったことにより公益活動登録団体の利用が多く、また、地域子ども教室で利用している等、施設規模の割に利用ニーズが高いため、存続することとします。

また、令和2年度には、地球環境の変化に伴う熱中症対策及び災害時における避難者の体調管理及び新型コロナウイルス感染症対策のため、換気機能を有する空調設備を整備しました。

#### ④ 東条第一体育館

旧東条東小学校及び旧東条西小学校の閉校後においても利用者の活動拠点を確保する必要性及び将来的な財政負担の観点から総合的に判断し、存続とします。なお、借地については既に解消しています。今後、長寿命化調査等の結果を基に、計画的に修繕等を実施します。

#### ⑤ 東条第二体育館

東条第一体育館を存続し利用者の活動拠点が確保できること等から、廃止・取り壊すこととします。

#### ⑥ 社武道館

屋内体育施設の中で唯一の本格的武道場であり、他施設と利用用途が異なるため存続することとします。

また、令和2年度には、地球環境の変化に伴う熱中症対策及び災害時における避難者の体調管理及び新型コロナウイルス感染症対策のため、換気機能を有する空調設備を整備しました。

## (2) 屋外体育施設(グラウンド等)

屋外体育施設(グラウンド)は、それぞれの競技に特化した施設(野球場(社第三グラウンドソフトボール場を含め4施設)、テニスコート(10面、やしろ鴨川の郷4面を合わせると14面)など)と、多目的グラウンドに大別できます。

### ① 社第一グラウンド

多目的グラウンドとしては小規模なため、利用用途が限定され、福田小学校運動場と近接していることなどから、社地域小中一貫校開校に合わせて学校施設の有効活用を前提として廃止し、他用途へ転用します。

また、テニスコートについては、安定的な利用ニーズはあるものの、他のテニスコートと比較すると、コートの面数や利用状況(1面あたりの利用者数)が低いため、廃止することとします。

### ② 社第二グラウンド

硬式野球ができる施設で、利用者の固定化という課題がありますが、中学硬式野球クラブチームの活動拠点となっています。

また、テニスコートが4面あり、利用者数は滝野総合公園テニスコートと同程度の利用があるため、存続することとします。なお、用地の大半が借地という課題もあるため、借地解消に向けた取組を進めます。

### ③ 社第三グラウンド

ソフトボール場とサッカー場があり、サッカー場は多目的な利用が可能のため、利用者数は比較的高い水準となっています。

また、ソフトボール場は、ソフトボール、少年野球に特化した市内唯一の施設であるため、適正に維持管理し、存続することとします。

### ④ グリーンヒル・スタジアム

軟式野球やソフトボールに限定されますが、本格的な野球場として、少年野球、中学野球、社会人野球の地区大会や県大会の会場として広域的に利用されていることから、適正に維持管理する施設として存続することとします。

### ⑤ 滝野総合公園多目的グラウンド

ナイター設備を完備したテニスコート(4面)や多目的グラウンドなど、市の体育施設の中核的な機能を有する施設として、サッカー、ソフトボール、野球、アーチェリーなど幅広く利用されています。市内で一番の稼働率を誇る施設であることから、適正に維持管理する施設として存続することとします。

### ⑥ 東条グラウンド

グラウンド利用者は減少傾向にありますが、少年野球等での利用が継続的に行われていることから、利用率の向上を図りつつ、存続することとします。

また、併設するテニスコートは、平成30年度に廃止し駐車場に転用、ミニグラウンドについても地権者に返還し借地を解消しました。

なお、グラウンド本体は、令和3年度に用地を取得し、借地を解消しました。

### ⑦ 東条野球場

野球専用グラウンドとして、少年硬式野球チームの定期的な利用があるものの、利用者は限定的になっています。これにより、維持管理費増大の原因となっていたナイター設備を平成30年度に撤去しました。

一方、施設自体は、兵庫県による近隣ゴルフ場の開発指導の中で整備された後、旧東条町に移管されたという設置経緯があり、現状では廃止は困難であるため、存続することとします。

#### ⑧ 東条健康の森スポーツ広場

東条野球場同様、兵庫県による近隣ゴルフ場の開発指導の中で整備された後、旧東条町に移管されたグラウンドであり、現状では施設自体の廃止は困難であるため、存続することとします。

## 4 保健福祉施設

### (1) 保育所(2)(2)幼保連携型認定こども園の項目と一部同内容を再掲)

年少人口の減少予測や全国的な幼保一元化の進展、特に幼稚園の大幅な定員割れということから、公立園についても認定こども園化を進め、就学前教育の充実に努めます。

公立保育所については、平成28年度に社保育園、米田保育園、三草保育園の3施設を幼保連携型認定こども園とし、幼保一元化を進めました。

また、三草こども園は社会福祉法人に機能を引き継ぐことを条件に譲渡するなど、統合、再編の結果、公立認定こども園は、加東みらいこども園と米田こども園の2園となりました。保育所としては、鴨川保育園のみとなっています。

社地域小中一貫校開校後は、米田こども園を加東みらいこども園に統合し、園舎については米田地域と活用方法を協議します。鴨川保育園についても同様に、社地域小中一貫校開校時に加東みらいこども園に統合することとし、用途廃止後の活用方法については、鴨川地域と協議します。

### (2) 児童館

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

市内には、社児童館「やしろこどものいえ」と滝野児童館(きらら)があり、地域の子育て支援拠点として未就園児の親子を中心に利用者も多くあるため、費用対効果の点検・評価、検証を行いながら、適正に管理する施設として2館とも存続することとします。

児童館での「地域子育て支援拠点事業」に加え、「利用者支援事業」を実施することで、子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い交流できる場の提供と育児相談、情報提供等による保護者の子育てへの不安・負担感の解消を図るなど、子育て支援施設としての機能を充実させます。

なお、社児童館「やしろこどものいえ」の事業の一部については、南山活性化支援施設「ミナクル」内の東条鯉こいランドにおいて実施します。

### (3) 福祉センター等

社福祉センター、東条福祉センターは、指定管理者制度により市内の社会福祉法人が管理運営を行っています。

将来人口の推計において、本市の65歳以上の人口は、平成22年度を基準として、令和22年には約3,000人増加すると予測しています。高齢者人口の増加は、福祉関連予算やデイサービスセンター等福祉関連施設の整備や配置にも影響を与えるため、施設の適正配置の検討においては、特に担い手となり得る民間事業者の状況などを踏まえて行いました。

その結果、社福祉センターについては、市内全域にわたる福祉全般の中心的施設として、適正な

維持管理、運営に努めます。

滝野福祉センターはびねす滝野、東条デイサービスセンターについては、市が行うデイサービス事業としての用途を廃止し、普通財産として社会福祉法人加東市社会福祉協議会へ施設を貸し付けた上で、デイサービス事業を引き継ぎました。

また、東条福祉センターとどろき荘は、温泉施設の縮小を行い、宿泊施設部分については、公民館機能へ転用し、施設の複合化を図りました。さらに、一層の維持管理経費の削減や利用料収入の増加に努め、収支バランスの取れた事業運営に努めます。ただし、運営状況が悪化した場合は、とどろき荘運営審議会の審議を踏まえて、温泉施設部分(機能)を廃止します。

ラポートやしろは、障害者を受け入れる民間事業者が不足しており、今後においても、引き続き市がサービスを提供する必要があるため、障害者及び高齢者福祉の拠点として存続とし、令和8年度に実施予定の大規模改修工事を含め、維持管理、運営を行います。

ケアホームかとうについては、一般急性期医療のみならず、在宅医療や介護支援を行う加東市民病院の方針のもと、加東市訪問看護ステーションとともに、在宅復帰、在宅支援を第一義とする併設施設として存続することとし、引き続き、適正かつ計画的な維持管理、運営を行います。

#### (4) アフタースクール施設

各施設には環境差があり、その解消を優先するため、白書の対象外施設と位置付けています。

なお、市内には、5つのアフタースクール施設がありましたが、平成31年4月1日から、旧みくさなかよしくらぶ施設を社会福祉法人に譲渡したことで、同年の夏休みから三草アフタースクール(みくさなかよしくらぶ)は、三草小学校へ移転し、4つのアフタースクール施設となっています。

#### (5) 保健センター

庁舎統合に伴い新たに整備予定であったため白書の対象外施設と位置付けています。

旧保健センターと旧社中央体育館を取り壊した跡地に市庁舎を建設し、その2階に保健センターを配置しました。

#### (6) 病児・病後児保育施設(かっこ)

民間事業者が行っていない病児保育について、加東市民病院や小野市・加東市医師会と連携して実施するため、平成27年11月に市民病院の敷地内に院内保育機能を併せ持つ病児・病後児保育施設を整備し、同年12月から業者委託により事業を開始しました。加東市病院事業部保育所と一括で委託することで、事業の効率化を図っています。

また、市内で唯一の病児及び病後児の保育施設として、適正に維持管理、運営を行います。

#### (7) 発達サポートセンター(はぴあ)

「幼児期から就労まで」の支援体制を集約した発達サポートセンター「はぴあ」を、平成29年6月に社福祉センター2階に開設しました。発達障害をはじめ、支援の必要な方に関する事業を拡充するため、令和元年度に旧社こども園の管理棟を改修し、令和2年4月にセンターの拠点を移しました。

## 5 観光、産業振興施設

観光、産業振興施設は、市の観光及び地域の活性化資源としての役割を担っています。このため、施設の方向性としては存続としますが、適切かつ計画的な維持管理を行うとともに、それぞれが抱える課題を克服するため、※施設の最適化に取り組みます。

特に、施設の維持管理費用が高額であるやしろ鴨川の郷及び滝野交流保養館(滝野温泉ぽかぽ)については、ともに趣味の多様化、近隣市における類似施設の開設、利用者の高齢化などに加えて、コロナ禍による生活スタイルの急激な変化の影響により、利用者数は減少している状況です。これらの状況を踏まえ、利用者の増による売上増といった単一的な取組だけでなく、経営の効率化による経費の削減と周辺施設等と連携した魅力の発信に取り組むことで収支改善を目指します。

また、まちの拠点における人、もの、情報等の交流や賑わいを創出することにより、市の活性化に寄与するため、令和4年10月供用開始に向け、バスターミナルとあわせて、にぎわい交流施設を整備します。

※施設の最適化…施設を効果的に運営できる規模の検討とともに、それに適した営業時間やサービス内容を提供すること。

### (1) やしろ鴨川の郷

やしろ鴨川の郷は、多くの方がグラウンドゴルフを楽しまれるなど、賑わいをみせるものの、この利用者数が、収益につながる会議室の利用や宿泊には至っておらず、特に宿泊者数は減少傾向にあります。しかし、コロナ禍にあっても密を避けるレクリエーション(アウトドア)が賑わっていることから、やしろ鴨川の郷のロケーションが優位に働き、コテージ及びキャンプ場の利用客については、わずかながら増加している状況です。これらの状況を踏まえ、改めてこの魅力を活かした施設の利用促進を図るとともに、必要箇所を計画的に修繕し、施設の最適化及び効果的な管理運営に取り組みます。

ただし、キャンプ場及び老朽化が顕著なしいたけ園については、引き続き社会ニーズとの差異を見極め、存廃若しくは縮小するなどの検討を進めます。

### (2) 滝野交流保養館(滝野温泉ぽかぽ)

滝野温泉ぽかぽは、利用者が減少しているものの、例年約16万人が利用する市を代表する施設の1つでしたが、コロナ禍の影響により、利用者が大幅に落ち込んでいる状況です。

施設は、開館以来20年が経過し、温泉施設という特殊な構造から、設備の老朽化による修繕費も年々増加しています。引き続き、施設の特異性を鑑み、平成29年度に実施した老朽度調査を基に計画的に修繕を行うことで、予防保全による施設の長寿命化と維持経費の削減を図ります。具体的には、営業日数、施設の開・閉時間や人員配置の見直し等を行うことで、効果的な管理運営に取り組みます。

また、加東アート館をはじめ、一般社団法人加東市観光協会及び兵庫県のレンタサイクル事業等、周辺機関とも連携し、新たな魅力づくりに努め、コロナ禍の影響で減少した利用者の回復を図ります。ただし、湯量の大幅な減少等、予期せぬ急激な機能低下がみられた場合は、廃止も含めて今後の運営について検討します。

### (3) 滝野産業展示館(滝野にぎわいプラザ)

平成28年10月に、当初の設置目的であった産業を学ぶ機会を提供する施設としての役割は果たせたとの理解から、国の了解を得て、集客施設として活用しています。

令和3年度からは指定管理を一般社団法人加東市観光協会が担い、以前に増して積極的な観

光情報の発信を行っています。イベント、物販の充実を図るとともに来館者に観光情報を提供するなど、観光の振興及び地域交流の更なる振興を図ります。

また、同一敷地内には販売棟があり、前面には幹線道路が通過しており、国道372号線との交差点とも近距離にあることから、利用者のニーズを見極め、立地を活かすことで、集客の向上を図ります。

#### (4) 内水面関連知識普及教育施設アクア東条

東条湖おもちゃ王国の利用者増に伴い、平成26年度の11,378人に対し、平成30年度は1.5倍増の16,914人の利用がありました。コロナ禍の影響を受け、利用者は大きく減少しています。

引き続き、近隣観光施設と連携した集客に取り組むとともに、水と生き物に関わる環境学習の拠点として施設を活用します。

また、「東条川疏水ネットワーク博物館」事業と連携し、水辺の教育施設としての機能を高めます。

建物は、平成30年度に実施した老朽度調査の結果をもとに、令和2年度に屋根の再塗装を行うなど計画的に修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

#### (5) 産地形成等促進施設・道の駅とうじょう

加東市の東の玄関口にある道の駅として、東条湖おもちゃ王国、播州清水寺、市内ゴルフ場への往来時の立ち寄りや、インターパーク内企業のほか、市内や近隣市町からも買い物・休憩・食事の利用があり、当施設は多くの利用者で賑わっています。売り上げも好調を維持しており、ここ数年の収支は黒字決算で、安定した経営状態にあります。

また、地元生産者(コスモス会)の野菜、果物、加工品を最優先販売し、生産者同士が販売方法や新商品を提案する等、地域資源の活用、活性化も図られています。引き続き、道の駅機能の維持・促進を図ります。

#### (6) 南山活性化支援施設Mina-Kuru

地域の活性化の促進、住民の福祉の増進を図り、魅力ある豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に、平成29年度に開館しました。施設には、地域子育て支援拠点の「東条鯉こいランド」があり、児童厚生員と利用者支援員が常駐し、社児童館「やしろこどものいえ」の事業を一部実施しているほか貸館・求人案内等の業務も行っています。

これからも引き続き「子育て支援」に主眼を置きながら、地域、就労、コミュニティの活性化を図ります。

#### (7) 加東アート館

令和3年3月に開館した加東アート館は、アートで賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的とした施設です。館内にトリックアートとARを主とした誰でも楽しめる作品を展示することで、施設の利用を促進し、また、市内各観光拠点にもトリックアートとARポイントをつなげ、市内周遊を促し交流人口の増加を図ります。

#### (8) にぎわい交流施設(令和4年10月供用開始予定)

新たに整備するバスターミナルの隣接地(やしろショッピングパークBio南側)に、待合・交流・情報

発信・商業機能等を備えたにぎわい交流施設を整備することにより、市民及び市外からの来訪者の交流・賑わいを創出し、もってまちの拠点の活性化を図ります。

#### (9) バスターミナル(令和4年10月供用開始予定)

新たに整備するバスターミナルは、やしろショッピングパークBio南側に位置し、バスロータリーとパークアンドライド用駐車場からなります。主な施設として、バス・タクシー乗降場のシェルターや駐輪場を整備します。供用開始後、利用人数の増加や、地域活性化に資するため、交通事業者等と協議・調整を進めながら、バスターミナルにおける交通結節点機能の強化や利用者の利便性向上を図ります。

## 6 環境衛生、防災施設

### (1) 環境衛生施設

上中埋立処分場及び敷残土処理場は、より良い利活用を優先する施設であるため、白書の対象外施設として位置付けています。

最終処分場の確保・整備に当たっては、地域住民等の理解と協力が不可欠であることから、現施設の延命化を図ることはもとより、減量化・再生利用の推進もあわせて行っていきます。

また、最終処分場の確保は、不法投棄の防止にもつながっています。処分場の埋立てが完了した区域については、安全、適正な維持管理を行い、地域との協議、調整を図りつつ、土地を有効に活用していくこととします。

### (2) 防災施設

防災備蓄倉庫は、被害想定 of 修正等、今後増加する備蓄量への対応を優先するため、白書の対象外施設として位置付けています。

今後、適正配置計画を基に公共施設の配置を再編するため、統合や新設する施設、また統合によって空く施設などに、避難場所及び防災備蓄品の保管機能を持たせることを踏まえて整備を進めます。

## 7 市営住宅

白書においては、公営住宅等長寿命化計画で、市営住宅のあり方や方向性を示すため、全てを白書対象外として位置付けています。

現在、市が直接設置している市営住宅の戸数は365戸ですが、概ね10年後を目途に326戸の管理を目指し、現入居者と十分な調整を図った上で、真の住宅困窮者に対して住宅を提供するため、適正配置を進めます。

(注)個別の計画では、家原団地の北と南を合わせて1つの団地として、全16団地と記述していますが、白書及び適正配置計画においては、敷地が離れているなどの理由から家原(北)団地、家原(南)団地として別個に標記し、全17団地として記述しています。